

給付申請の流れ

こちらに記載の情報は、今後変更となる場合もありますのでホームページ等でご確認ください。



制度の内容、申請対象、説明会のスケジュール等、詳しくはホームページまたはコールセンターでご確認ください。

■問い合わせ先：住まいの復興給付金準備事務局

コールセンター 受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日含む) お電話の際は、かけ間違いのないようご注意ください。	TEL. 0570-200-246 (有料) IP電話等からのご利用 TEL. 022-745-0420 (有料)
ホームページ	http://fukko-kyufu.jp

本制度の対象にならない方については、消費税率引上げに合わせて行われる国土交通省のすまい給付金をご利用できる場合があります。詳しくは、すまい給付金準備事務局ホームページ <http://sumai-kyufu.jp> でご確認いただくか、すまい給付金準備事務局 TEL. 0570-064-186(有料)までお問い合わせください。



消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置のお知らせ

住まいの復興給付金制度

東日本大震災^{※1}により被災された皆様へ

本制度は、平成26年4月1日から予定されている段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置です。

- ・東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
- ・復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けることを目的としています。

※1：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故のことをいう。

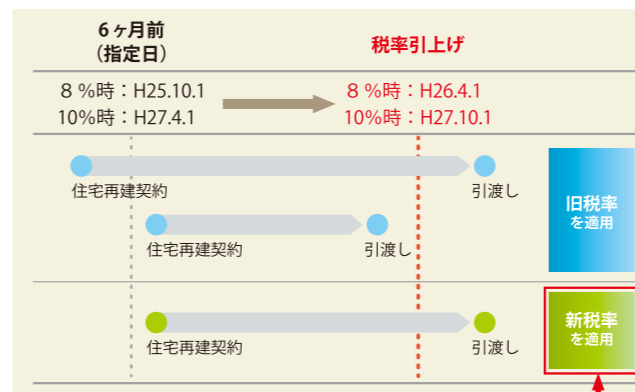
〈制度の概要〉

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、**新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。**



住宅再建(住宅の再取得および補修)に関する消費税について

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられます。(平成27年10月1日以降は10%に引き上げ予定。)



住宅の再建に際して、消費税率引上げの6ヶ月前(指定日)の前日までに契約された住宅については、引渡し時期に関係なく契約時の税率(旧税率)が適用される「経過措置」があります。これにより平成25年9月30日(指定日の前日)までに契約締結していれば、引渡しが平成26年4月以降であっても旧税率の5%が消費税として適用されます。住宅再建の契約が、平成25年10月1日(指定日)以降で、平成26年4月1日以降の引渡しの場合、消費税率は8%となります。なお、消費税は住宅の建物部分に対して課税され、土地購入や個人が売主となる中古住宅には課税されません。

今回の制度の対象となるのは、こちらの増税分に対応する措置となります。

平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合の、住まいの復興給付金については、平成25年8月7日に行われた与党合意を踏まえたものとする予定です。

新築住宅を「建築・購入」し、または中古住宅を「購入」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

対象者

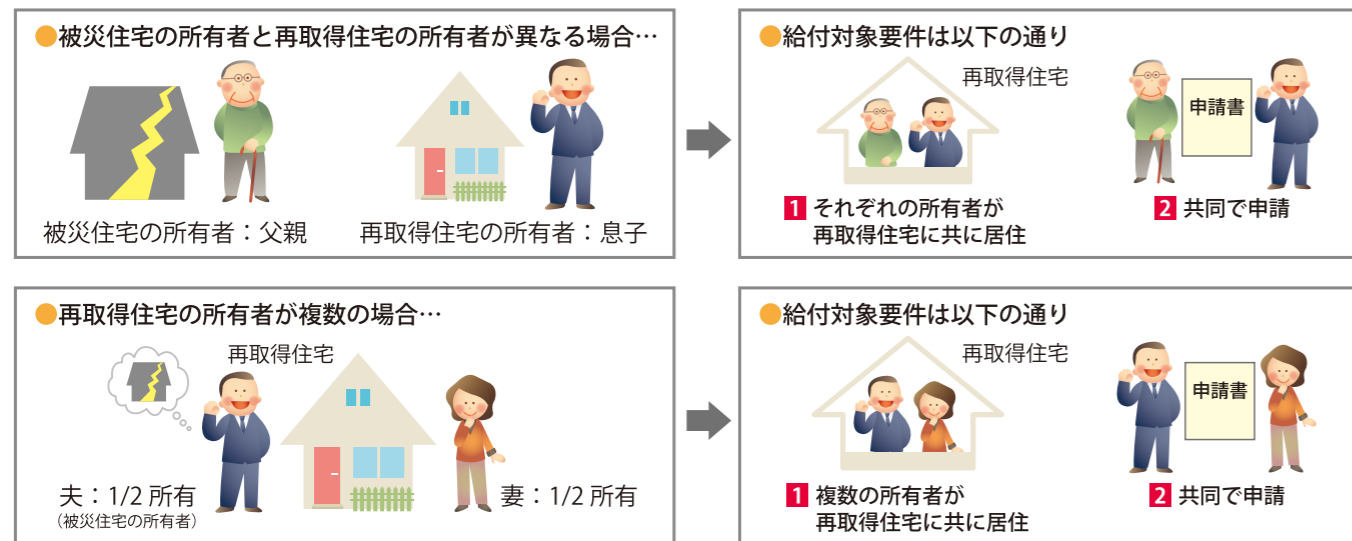
- 1 被災住宅を所有していた者^{※4}
- 2 再取得住宅を所有している者
- 3 再取得住宅に居住している者

※4：被災時点(平成23年3月11日時点)に所有していた者。所有していた持分は問いません。



①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。

給付対象となる共同申請の事例



*①の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、被災住宅に居住していた者が新たに住宅を再取得し、その住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。

対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅

*床面積が次の要件にあてはまること。建築の場合：13㎡以上/購入の場合：50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合は30㎡以上)
*新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅(建築工事完了日から1年を経過したものを除く)
中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。

給付金額

千円未満は切り捨てとなります。
再取得住宅の床面積、給付単価および持分割合に応じて給付されます。



※5：区分所有の場合は専有部分の床面積。再取得住宅の不動産登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。給付する床面積の上限は175㎡。上限を超える場合は175㎡分を給付。※6：持分割合とは、再取得住宅の不動産登記上、住宅全体に対する持分の割合。

ご注意ください

*給付申請は1申請者(共同申請者含む)につき1回までです。1申請者が「建築・購入」と「補修」の両方に申請することもできません。*国土交通省のすまい給付金との併用もできません。

被災住宅を「補修」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

対象者

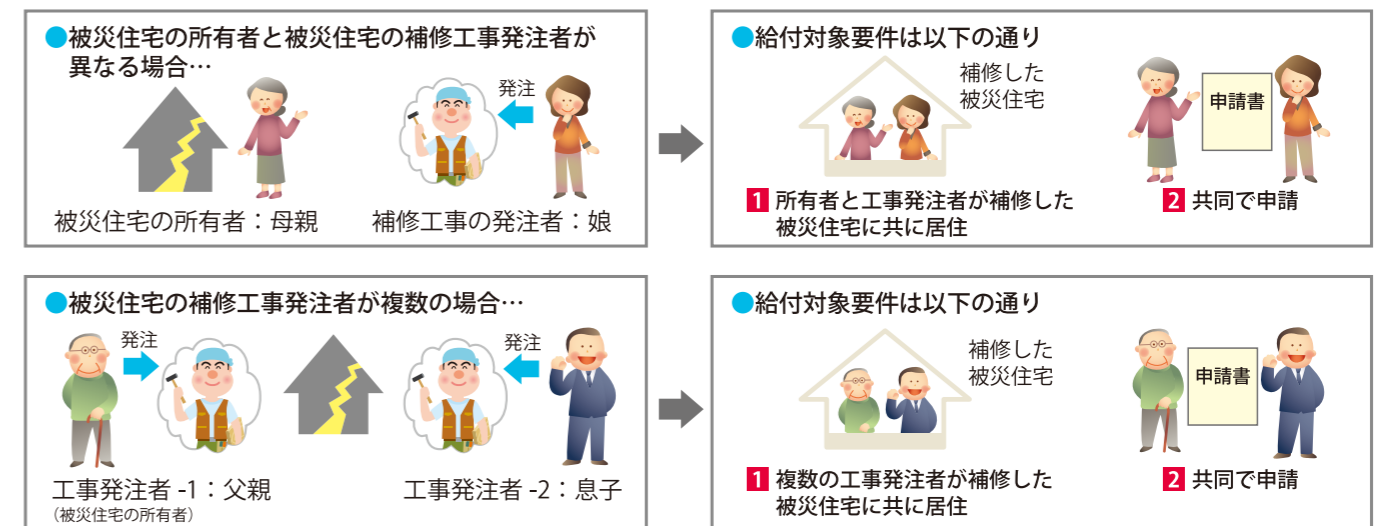
- 1 被災住宅を所有している者^{※8}
- 2 被災住宅の補修工事^{※9}を発注した者
- 3 補修した被災住宅に居住している者

※8：被災時点(平成23年3月11日時点)に所有していた者。所有している持分は問いません。
※9：実際にかかった補修工事の金額が100万円(税抜)以上であること。



①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。

給付対象となる共同申請の事例



*①の被災住宅の所有者の死亡または行方不明が原因で、被災住宅の所有者が震災後に変更されている場合、変更後の所有者が補修し、その被災住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。

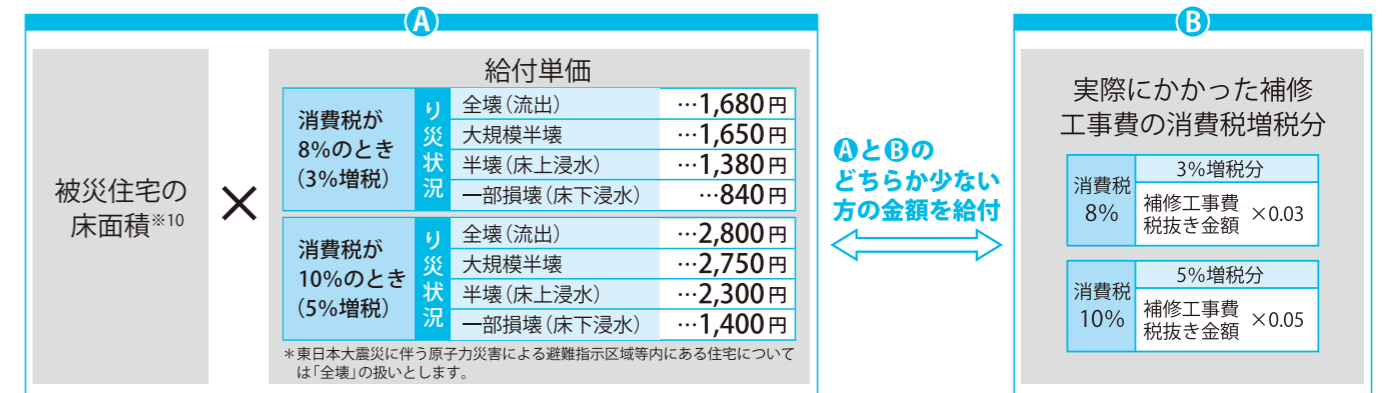
対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

給付金額

千円未満は切り捨てとなります。

下表のとおり、被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額(A)と、実際にかかった補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額(B)のどちらか少ない方を給付するものとします。



※10：区分所有の場合は専有部分の床面積。被災住宅の不動産登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。

ご注意ください

*給付申請は1申請者(共同申請者含む)につき1回までです。1申請者が「補修」と「建築・購入」の両方に申請することもできません。*国土交通省のすまい給付金との併用もできません。